

平成17年7月期

個別中間財務諸表の概要



平成17年3月28日

| | | | |
|--|-----------------------------|------------|------------------|
| 会社名 | 株式会社イチヤ | 上場取引所 | JASDAQ |
| コード番号 | 9968 | 本社所在都道府県 | 高知県 |
| (URL http://www.ichiya.biz) | | | |
| 代表者 | 役職名 代表取締役社長 氏名 吉岡 公和 | | |
| 問い合わせ先 | 責任者役職名 取締役財務部長 氏名 曾我部 達雄 | TEL | (088) 823 - 2638 |
| 決算取締役会開催日 | 平成17年3月28日 | 中間配当制度の有無 | 有 |
| 中間配当支払開始日 | 平成 - 年 - 月 - 日 | 単元株制度採用の有無 | 有 (1単元 1,000株) |

1. 平成17年1月中間期の業績 (平成16年8月1日～平成17年1月31日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

| | 売上高 | | 営業利益 | | 経常利益 | |
|----------|-----|---------|------|-------|------|-------|
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 17年1月中間期 | 340 | (16.8) | 264 | (-) | 277 | (-) |
| 16年1月中間期 | 409 | (0.7) | 165 | (-) | 193 | (-) |
| 16年7月期 | 743 | | 341 | | 434 | |

| | 中間(当期)純利益 | | 1株当たり中間(当期)純利益 | |
|----------|-----------|-------|----------------|----|
| | 百万円 | % | 円 | 銭 |
| 17年1月中間期 | 656 | (-) | 5 | 07 |
| 16年1月中間期 | 348 | (-) | 4 | 73 |
| 16年7月期 | 675 | | 8 | 05 |

(注) 期中平均株式数 17年1月中間期 129,485,213株 16年1月中間期 73,624,110株 16年7月期 83,941,064株
 会計処理の方法の変更 有
 売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率であります。

(2) 配当状況

| | 1株当たり 中間配当金 | | 1株当たり 年間配当金 | |
|----------|----------------|----|----------------|----|
| | 円 | 銭 | 円 | 銭 |
| 17年1月中間期 | 0 | 00 | | |
| 16年1月中間期 | 0 | 00 | | |
| 16年7月期 | | | 0 | 00 |

(3) 財政状態 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

| | 総資産 | 株主資本 | 株主資本比率 | 1株当たり株主資本 | |
|----------|-------|-------|--------|-----------|----|
| | 百万円 | 百万円 | % | 円 | 銭 |
| 17年1月中間期 | 2,954 | 1,549 | 52.5 | 9 | 58 |
| 16年1月中間期 | 2,953 | 1,123 | 38.0 | 13 | 65 |
| 16年7月期 | 2,981 | 1,357 | 45.5 | 12 | 97 |

(注) 期末発行済株式数 17年1月中間期 161,748,001株 16年1月中間期 82,252,401株 16年7月期 104,650,401株
 期末自己株式数 17年1月中間期 12,883株 16年1月中間期 8,483株 16年7月期 10,483株

2. 平成17年7月期の業績予想 (平成16年8月1日～平成17年7月31日)

| | 売上高 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり年間配当金 | | | |
|----|-----|------|-------|------------|----|---|----|
| | | | | 期末 | | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 円 | 銭 | 円 | 銭 |
| 通期 | 700 | 470 | 900 | 0 | 00 | 0 | 00 |

(参考) 1株当たり予想当期純損失(通期) 5円56銭

上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。

7. 個別中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成16年1月31日) | | 当中間会計期間末 (平成17年1月31日) | | 前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年7月31日) | |
|-------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|-------------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | | |
| 1. 現金及び預金 | 2 | 219,768 | | 226,936 | | 348,613 | |
| 2. 受取手形 | | 56 | | - | | 97 | |
| 3. 売掛金 | | 17,129 | | 18,665 | | 18,318 | |
| 4. たな卸資産 | | 97,542 | | 126,030 | | 109,797 | |
| 5. 短期貸付金 | | 113,000 | | 21,000 | | 17,000 | |
| 6. その他 | 3 | 68,960 | | 54,647 | | 64,201 | |
| 7. 貸倒引当金 | | 7,126 | | 29,960 | | 23,960 | |
| 流動資産合計 | | 509,332 | 17.2 | 417,320 | 14.1 | 534,067 | 17.9 |
| 固定資産 | | | | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | | | | | |
| (1) 建物 | 2 | 368,076 | | 335,065 | | 351,839 | |
| (2) 土地 | 2 | 1,425,905 | | 1,425,905 | | 1,425,905 | |
| (3) その他 | | 61,616 | | 46,877 | | 52,111 | |
| 有形固定資産合計 | | 1,855,598 | 62.8 | 1,807,848 | 61.2 | 1,829,856 | 61.4 |
| 2. 無形固定資産 | | | | | | | |
| 3. 投資その他の資産 | | 11,043 | 0.4 | 85,104 | 2.9 | 11,111 | 0.4 |
| (1) 投資有価証券 | | 183,440 | | 213,649 | | 148,449 | |
| (2) 長期前払費用 | | 107,248 | | 89,609 | | 97,880 | |
| (3) 敷金 | | 253,090 | | 231,955 | | 240,470 | |
| (4) その他 | | 34,156 | | 162,651 | | 179,346 | |
| (5) 貸倒引当金 | | 24 | | 54,000 | | 60,000 | |
| 投資その他の資産合計 | | 577,911 | 19.6 | 643,865 | 21.8 | 606,147 | 20.3 |
| 固定資産合計 | | 2,444,553 | 82.8 | 2,536,818 | 85.9 | 2,447,115 | 82.1 |
| 資産合計 | | 2,953,886 | 100.0 | 2,954,138 | 100.0 | 2,981,183 | 100.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成16年1月31日) | | 当中間会計期間末 (平成17年1月31日) | | 前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年7月31日) | |
|----------------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|-------------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | | |
| 1. 買掛金 | | 49,015 | | 27,887 | | 29,931 | |
| 2. 短期借入金 | 2 | 923,599 | | 812,727 | | 894,970 | |
| 3. 1年以内返済予定 長期借入金 | 2 | 230,906 | | 198,912 | | 225,242 | |
| 4. 未払法人税等 | | 4,258 | | 8,555 | | 6,584 | |
| 5. 賞与引当金 | | 4,500 | | 3,100 | | 3,000 | |
| 6. その他 | | 125,018 | | 46,204 | | 47,485 | |
| 流動負債合計 | | 1,337,298 | 45.3 | 1,097,387 | 37.1 | 1,207,214 | 40.5 |
| 固定負債 | | | | | | | |
| 1. 長期借入金 | 2 | 448,156 | | 249,244 | | 347,248 | |
| 2. 役員退職慰労引 当金 | | 4,403 | | - | | - | |
| 3. 新株予約権 | | - | | 16,980 | | 28,400 | |
| 4. その他 | | 41,020 | | 41,020 | | 41,020 | |
| 固定負債合計 | | 493,579 | 16.7 | 307,244 | 10.4 | 416,668 | 14.0 |
| 負債合計 | | 1,830,877 | 62.0 | 1,404,631 | 47.5 | 1,623,882 | 54.5 |
| (資本の部) | | | | | | | |
| 資本金 | | 3,509,547 | 118.8 | 4,253,047 | 144.0 | 3,800,747 | 127.5 |
| 資本剰余金 | | | | | | | |
| 資本準備金 | | 408,848 | | 396,620 | | 679,248 | |
| 資本剰余金合計 | | 408,848 | 13.8 | 396,620 | 13.4 | 679,248 | 22.7 |
| 利益剰余金 | | | | | | | |
| 中間(当期)未 処理損失 | | 2,795,011 | | 3,099,673 | | 3,122,248 | |
| 利益剰余金合計 | | 2,795,011 | 94.6 | 3,099,673 | 104.9 | 3,122,248 | 104.7 |
| 自己株式 | | 375 | 0.0 | 486 | 0.0 | 447 | 0.0 |
| 資本合計 | | 1,123,008 | 38.0 | 1,549,507 | 52.5 | 1,357,300 | 45.5 |
| 負債・資本合計 | | 2,953,886 | 100.0 | 2,954,138 | 100.0 | 2,981,183 | 100.0 |

(2) 中間損益計算書

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 1月31日) | | 当中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月31日) | | 前事業年度の要約損益計算書 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日) | |
|------------------|----------|---|------------|---|------------|---|------------|
| | | 金額 (千円) | 百分比 (%) | 金額 (千円) | 百分比 (%) | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| 売上高 | | 409,640 | 100.0 | 340,940 | 100.0 | 743,139 | 100.0 |
| 売上原価 | | 221,262 | 54.0 | 189,458 | 55.6 | 378,949 | 51.0 |
| 売上総利益 | | 188,377 | 46.0 | 151,482 | 44.4 | 364,190 | 49.0 |
| 販売費及び一般管理 費 | | 353,639 | 86.3 | 416,427 | 122.1 | 706,063 | 95.0 |
| 営業損失 | | 165,261 | 40.3 | 264,945 | 77.7 | 341,872 | 46.0 |
| 営業外収益 | 1 | 12,015 | 2.9 | 4,574 | 1.3 | 19,168 | 2.6 |
| 営業外費用 | 2 | 39,781 | 9.7 | 17,158 | 5.0 | 111,525 | 15.0 |
| 経常損失 | | 193,028 | 47.1 | 277,529 | 81.4 | 434,229 | 58.4 |
| 特別利益 | 3 | 51,989 | 12.7 | - | - | 54,978 | 7.4 |
| 特別損失 | 4 | 203,974 | 49.8 | 376,844 | 110.5 | 290,498 | 39.1 |
| 税引前中間(当期) 純損失 | | 345,013 | 84.2 | 654,373 | 191.9 | 669,749 | 90.1 |
| 法人税、住民税及 び事業税 | | 3,500 | 0.9 | 2,300 | 0.7 | 6,000 | 0.8 |
| 中間(当期)純損失 | | 348,513 | 85.1 | 656,673 | 192.6 | 675,749 | 90.9 |
| 前期繰越損失 | | 2,446,498 | | 2,442,999 | | 2,446,498 | |
| 中間(当期)未処理 損失 | | 2,795,011 | | 3,099,673 | | 3,122,248 | |

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

| <p>前中間会計期間 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 1月31日)</p> | <p>当中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月31日)</p> | <p>前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)</p> |
|---|--|---|
| <p>当社は、前期まで連続して売上高が減少傾向にあり、5期連続して経常損失となっていたため、当社は平成15年8月に「ICHIYA Re - Communication計画」を策定し、営業基盤を強化するための方策に取り組んでおりましたが、当中間会計期間は、売上が前期に続き、減少傾向となり、かつ、5年連続の中間経常損失を計上する結果となりました。また、前期から開始したIT関連事業につきましては、将来の採算のとれた収益見込みが立たず、平成16年2月に撤退を決議し、1億76百万円の事業撤退損を計上し、3億48百万円の間純損失を計上、27億95百万円の利益剰余金のマイナスとなっています。さらに、平成14年10月29日開催の定時株主総会で決議発行した新株予約権（発行総額40億円）は、平成16年1月末時点までに6億58百万円しか行使が行われておらず、未だ満足のいく水準には達しておりません。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく「ICHIYA Re - Communication計画」を継続、推し進めると共に、営業基盤強化のための資金確保といたしまして、平成16年3月12日に第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）を取締役会において発行決議いたしました（承認臨時株主総会平成16年5月12日）。これら資金確保と営業基盤強化により、中期的には売上高の増加を目指すとともに、早期に経常利益を計上できる体制を整えてまいります。</p> | <p>当社は、当中間会計期間も、売上高の減少傾向に歯止めがかからず、依然厳しい状況が続いており、経常損失についても、販促活動を強化したことから、上期後半以降徐々に効果が出始めておりますが、その他の経費削減が予定どおりに進まず、当中間会計期間は、大幅な中間純損失（6億56百万円）を計上、利益剰余金はマイナスの30億99百万円となっています。</p> <p>また有利子負債については前事業年度と比較し、約2億円の返済を行い、約12億60百万円となりましたが、資金調達について、株主提訴の平成16年5月12日の臨時株主総会決議無効訴訟の地裁での判決の影響を受け、第2回新株予約権についてその権利行使を保留しております。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、本業についてのリニューアル等による販売強化を継続するとともに無駄を廃し、徹底的合理化を図ります。また各社との業務提携を推し進めるとともに、関連事業のM&A等を実行し、新たな経営体制を確立してまいります。</p> <p>資金確保として、第三者割当増資（平成17年2月16日付、払込金額3億60百万円）を実施し、財務体質の強化を図りました。</p> <p>訴訟対策としては、高裁での勝訴を目指すとともに、平成17年3月31日に臨時株主総会を開催し、争点となっている議案について追認を行い、今後の裁判の結果によって、事業運営に支障をきたすことがないよ</p> | <p>当社は、前事業年度まで連続して売上高が減少傾向にあり、5期連続して経常損失となっていたため、当社は平成15年8月に「ICHIYA Re Communication計画」を策定し、営業基盤を強化するための方策に取り組んでおりましたが、当事業年度は、売上が前事業年度に続き、減少傾向となり、かつ、前事業年度から開始したIT関連事業の撤退を平成16年2月に決議し、1億79百万円の事業撤退損を計上、7年連続となる当期純損失（6億75百万円）を計上する結果となり、利益剰余金はマイナス31億22百万円となっています。さらに、平成16年7月16日発行した第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）は、平成16年8月末時点までに20,100個（5億6百万円）権利行使されておりますが、今後、順調に権利行使していただけるか確実な保証はありません。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく「ICHIYA Re Communication計画」を再度見直すとともに、グループとしての経営を強化すべく、株式移転による完全親会社設立（平成16年5月12日臨時株主総会決議、移転予定日平成17年2月1日）を決定いたしました。これにより、グループとしての営業基盤を強化し、関連事業のM&Aを実行し、新たな経営体制を確立していく所存です。</p> <p>また、経営基盤確立のための資金確保として、上記の第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）の行使を促進してまいります。</p> |

| <p>前中間会計期間 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 1月31日)</p> | <p>当中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月31日)</p> | <p>前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)</p> |
|--|--|--|
| <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p> | <p>うに万全の体制とし、実質的に訴訟問題の終結を図ります。</p> <p>事業資金及び運転資金等の確保のため、第2回新株予約権以外の資金調達を図ることとし、第3回の新株予約権を発行してまいります。</p> <p>以上の施策により、資金確保とグループ経営による経営体制を確立し、早期に売上高の増加と、経常利益の黒字化を目指してまいります。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p> | <p>これら資金確保とグループ経営による経営体制を確立し、売上高の増加を目指すとともに、早期に経常利益を計上できる体制を整えてまいります。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p> |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目 | 前中間会計期間 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 1月31日) | 当中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月31日) | 前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日) |
|------------------|--|--|--|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法 店舗食材 最終仕入原価法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p> | <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 店舗食材 同左 貯蔵品 同左</p> | <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 店舗食材 同左 貯蔵品 同左</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産.....定率法 ただし、平成10年 4月 1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。 なお、耐用年数は以下の通りであります。 建物 7～50年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 特許権については8年間の定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用.....定額法</p> | <p>(1) 有形固定資産.....同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用.....同左</p> | <p>(1) 有形固定資産.....同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用.....同左</p> |
| 3. 繰延資産の処理方法 | <p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> | <p>新株発行費 同左</p> | <p>新株発行費 同左</p> |
| 4. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金.....商法施行規則第43条に規程する引当金であり、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額の100%を計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金.....同左</p> <p>(2) 賞与引当金.....同左</p> <p>(3)</p> | <p>(1) 貸倒引当金.....同左</p> <p>(2) 賞与引当金.....同左</p> <p>(3)</p> |

| 項目 | 前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日) | 当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日) | 前事業年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日) |
|------------------------------------|--|--|--|
| 5. リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 | 同左 | 同左 |
| 6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理 同左 | 消費税等の会計処理 同左 |

会計処理方法の変更

| 前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日) | 当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日) |
|--|---|
| | <p>従来、増資に伴う「新株発行費」は、営業外費用に計上していましたが、当中間会計期間より特別損失に計上しております。</p> <p>この変更は、今期大幅な増資を計画し、実行しており、その関連費用も増加したため、経常利益をより適正に表示する目的で行ったものであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ経常損失は、370,602千円減少しておりますが、税引前中間純損失への影響はありません。</p> |

表示方法の変更

| 前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日) | 当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日) |
|--|--|
| <p>長期貸付金は、前中間会計期間まで区分掲記していましたが、資産総額の100分の5以下となりましたので、投資その他の資産の「その他」として表示することといたしました。</p> <p>なお、当中間会計期間の「長期貸付金」の金額は16,000千円であります。</p> | |

追加情報

| <p>前中間会計期間 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 1月31日)</p> | <p>当中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月31日)</p> | <p>前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)</p> |
|--|--|---|
| | <p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が4,700千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が、4,700千円増加しております。</p> | <p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しておりましたが、平成16年5月21日付で役員退職慰労金制度を廃止しました。これにより、前事業年度まで積み立てておりました、役員退職慰労引当金54,978千円を全額戻入処理し、特別利益として計上しております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目 | 前中間会計期間末 (平成16年1月31日) | 当中間会計期間末 (平成17年1月31日) | 前事業年度末 (平成16年7月31日) |
|------------------------|--|--------------------------|------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 528,511千円 | 574,405千円 | 553,294千円 |
| 2. 担保提供資産 | | | |
| (1) 担保に供している資産 | | | |
| 現金及び預金 (定期性預金) | 50,000千円 | 50,000千円 | 50,000千円 |
| 建物 | 287,003千円 | 264,824千円 | 275,730千円 |
| 土地 | 1,403,619千円 | 1,403,619千円 | 1,403,619千円 |
| 計 | 1,740,623千円 | 1,718,444千円 | 1,729,349千円 |
| (2) 担保資産に対する債務 | | | |
| 短期借入金 | 739,000千円 | 739,000千円 | 739,000千円 |
| 長期借入金 (1年以内返済予定を含む) | 679,062千円 | 448,156千円 | 572,490千円 |
| 計 | 1,418,062千円 | 1,187,156千円 | 1,311,490千円 |
| 3. 消費税等の表示方法 | 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺の上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 | 同左 | |

(中間損益計算書関係)

| 項目 | 前中間会計期間 (自平成15年8月1日 至平成16年1月31日) | 当中間会計期間 (自平成16年8月1日 至平成17年1月31日) | 前事業年度 (自平成15年8月1日 至平成16年7月31日) |
|---------------|--|--|--------------------------------------|
| 1. 営業外収益の主要項目 | | | |
| 受取利息 | 1,511千円 | 1,308千円 | 2,892千円 |
| 2. 営業外費用の主要項目 | | | |
| 支払利息 | 18,024千円 | 15,185千円 | 35,582千円 |
| 新株発行費 | 17,970千円 | - | 69,526千円 |
| 3. 特別利益の主要項目 | | | |
| 役員退職慰労引当金戻入 | 51,989千円 | - | 54,978千円 |
| 4. 特別損失の主要項目 | | | |
| 固定資産売却損 | 1,138千円 | 1,044千円 | 1,515千円 |
| 固定資産除却損 | - | 861千円 | 740千円 |
| 投資有価証券評価損 | - | - | 5,190千円 |
| 退店損失 | 19,698千円 | 4,337千円 | 19,698千円 |
| 事業撤退損 | 176,317千円 | - | 179,724千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 6,820千円 | - | 83,630千円 |
| 新株発行費 | - | 370,602千円 | - |
| 5. 減価償却実施額 | | | |
| 有形固定資産 | 26,683千円 | 22,030千円 | 52,463千円 |
| 無形固定資産 | 3,838千円 | 212千円 | 4,071千円 |

リース取引関係

| 項目 | 前中間会計期間 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 1月31日) | 当中間会計期間 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 1月31日) | 前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--------------------|---|----------|--|----------|---------|---|--------|----------|----------|---|-----|-----------------|--------------------|-------------------|--------|---------|--------|-------|----|--------|--------|-------|---|--|-----------------|--------------------|-----------------|--------|--------|--------|-------|----|--------|--------|-------|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>76,998</td> <td>62,683</td> <td>14,315</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76,998</td> <td>62,683</td> <td>14,315</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 中間期末残高相当額 (千円) | 器具及び備品 | 76,998 | 62,683 | 14,315 | 合計 | 76,998 | 62,683 | 14,315 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>42,201</td> <td>37,313</td> <td>4,887</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42,201</td> <td>37,313</td> <td>4,887</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 中間期末残高相当額 (千円) | 器具及び備品 | 42,201 | 37,313 | 4,887 | 合計 | 42,201 | 37,313 | 4,887 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>76,998</td> <td>67,890</td> <td>9,107</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76,998</td> <td>67,890</td> <td>9,107</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | 器具及び備品 | 76,998 | 67,890 | 9,107 | 合計 | 76,998 | 67,890 | 9,107 |
| | | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 中間期末残高相当額 (千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 器具及び備品 | 76,998 | 62,683 | 14,315 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 76,998 | 62,683 | 14,315 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 中間期末残高相当額 (千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具及び備品 | 42,201 | 37,313 | 4,887 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 42,201 | 37,313 | 4,887 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具及び備品 | 76,998 | 67,890 | 9,107 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 76,998 | 67,890 | 9,107 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | 同左 | (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 | 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 | 2. 未経過リース料期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>9,428千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,887千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,315千円</td> </tr> </tbody> </table> | 1年内 | 9,428千円 | 1年超 | 4,887千円 | 合計 | 14,315千円 | <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>4,887千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,887千円</td> </tr> </tbody> </table> | 1年内 | 4,887千円 | 1年超 | - 千円 | 合計 | 4,887千円 | <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7,954千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,153千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,107千円</td> </tr> </tbody> </table> | 1年内 | 7,954千円 | 1年超 | 1,153千円 | 合計 | 9,107千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 9,428千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 4,887千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 14,315千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 4,887千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | - 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 4,887千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 7,954千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 1,153千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9,107千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | 同左 | (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額 | 3. 当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額 | 3. 支払リース料及び減価償却費相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,574千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6,574千円</td> </tr> </tbody> </table> | 支払リース料 | 6,574千円 | 減価償却費相当額 | 6,574千円 | <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,220千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,220千円</td> </tr> </tbody> </table> | 支払リース料 | 4,220千円 | 減価償却費相当額 | 4,220千円 | <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11,782千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11,782千円</td> </tr> </tbody> </table> | 支払リース料 | 11,782千円 | 減価償却費相当額 | 11,782千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 6,574千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 6,574千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 4,220千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 4,220千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 11,782千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 11,782千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 減価償却費相当額の算定方法 | 4. 減価償却費相当額の算定方法 | 4. 減価償却費相当額の算定方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。 | 同左 | 同左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

有価証券

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成15年8月1日 至平成16年1月31日)

1. 譲受け事業からの撤退

当社は、平成15年6月13日付でティー・シー・ジェイ(株)からインターネットサービス事業の一部譲受けを行い、同事業の育成のために東京本社を設置し、IT関連事業の育成を行ってまいりましたが、今後の採算の取れた収益見込みが立たず、このまま事業を継続しても追加の資金負担の増加が見込まれるため、平成16年2月27日開催の当社取締役会で同事業からの撤退を決議いたしました。

2. 新株予約権発行について

平成16年3月12日開催の取締役会において、第三者割当による株式会社イチヤ第2回新株予約権の発行について下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権発行の条件

平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会に付議する「定款一部変更の件」が決議されることを条件とする。

株主以外の者に対し、特に有利な条件を付した新株予約権を発行することから、商法第280条の20及び第280条の21に基づき同臨時株主総会において、以下の各項目について決議されることを発行条件とする。

(2) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、現在、新規事業の開発と育成のために平成14年11月16日付をもって、第1回新株予約権を発行しており、新株予約権者に対して、その権利行使の促進依頼を行ってまいりましたが、平成16年3月末現在までの行使状況は、発行総額の約1/4の行使で止まっており、その殆どが行使されない状態が継続し、事業資金および運転資金に影響が生じております。

そのため、改めて新株予約権を発行することで、当該事業資金および運転資金の確保を容易にし、当社の財務体質の強化と既存事業を含めた積極展開が可能となるものと判断したことから、特定の第三者に対して、特に有利な条件で新株予約権を発行するものであります。

(3) 新株予約権発行の要領

新株予約権の名称 株式会社イチヤ第2回新株予約権

新株予約権の目的たる株式の種類および数

(ア) 株式の種類および数 当社普通株式 150,000,000株
(新株予約権1個につき 1,000株)

(イ) 株式の数の調整

下記(ケ)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数 = 払込金額 ÷ 行使価額

(ウ) 発行する新株予約権の総数 150,000個

(エ) 新株予約権の発行価額 1個につき200円(1株につき0.2円)

(オ) 新株予約権の発行価額の総額 30,000,000円

(カ) 新株予約権の割当先および割当数 未定(当社の役員、従業員、会社関係者および株主以外の特定の第三者とし、今後の取締役会で決定する。)

(キ) 新株予約権の申込期間 平成16年5月31日から平成16年6月1日まで

(ク) 新株予約権の払込期日 平成16年6月2日

(ケ) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(以下、「行使価額」という。)

(a) 行使価額は、1個につき25,000円又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格(円未満切上げ)に(3) に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価額とする。

(b) 行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。

(なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。)但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

(コ) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

当初3,750,000,000円

(サ) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

当初1個につき 25,200円 (1株につき 25.2円)

(シ) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

当初3,780,000,000円

(ス) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(セ) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(ソ) 新株予約権の行使期間

平成16年6月3日から平成18年7月31日まで

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(タ) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(チ) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継

(a) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の(b)に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

(b) 承継される新株予約権の内容の決定の方針

1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。

3) 権利行使に際して払込むべき金額

承継前における価額と同額

4) 権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じ

5) その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

6) 消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

7) 新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(ツ) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。

(テ) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

(ト) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達することおよび財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である）からブラックショールズモデルによる算定は適切でない判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し（平成16年7月期売上高見込は721百万円、経常損失見込は450百万円）を踏まえて、新株予約権1個の発行価額は200円といたしました。

また、行使価額は、現在発行の第1回新株予約権の行使価額を基準としており、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方の金額を払込むべき金額といたしました。

(ナ) 募集の方法

第三者割当の方法による。

(ニ) 新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理本部

(ヌ) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

3. 株式移転による完全親会社設立に関する取締役会決議について

当社は、平成16年4月19日開催の取締役会において、商法第364条以下の規定による株式移転の方法により、当社の完全親会社（持株会社）の設立を平成16年5月12日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

(1) 株式移転による完全親会社の設立および持株会社体制による事業再編の目的

当社は、昭和22年3月創業以来、本社のある高知県高知市を中心に「紳士服等衣料品の小売業」を営み、昭和27年6月に株式会社を設立、事業規模を拡大し、昭和58年以降、郊外型の店舗展開が順調に推移したことから、平成6年4月株式を店頭登録させていただきました。しかしながら、同業者間での競合の激化と消費の低迷もあって業績が悪化し、当社は経営再建のため、平成11年11月飲食事業（焼肉店「牛藩」）の展開を開始。以後、事業の柱となるべく新規事業の開発に注力してまいりました。具体的には、不動産事業、自動製作機械の製造事業、絵画・美術品取扱事業等に取り組んでまいりましたが、事業としての確立には至らず、また、前期よりIT関連事業に係る営業の一部譲受けを行い、同事業の育成のため東京事務所を設置し、新規事業を含めた展開を開始しましたが、今後の事業展開と投資額に見合う採算性について再検討の結果、IT関連事業の撤退を決議しております。

そのような状況下におきまして、平成16年2月1日付当社の代表取締役の変更に伴い、当社並びに当社の子会社を含めた企業グループとして、健全かつ競争力のある会社を目指すため、この度の株式移転による完全親会社設立を検討した次第であります。

今後は、グループとしては、機動的かつ柔軟な事業再編を行い、経営の効率化と体質強化を図ることを目指し、各事業に責任を持たせ、迅速で効率的な意思決定と管理運用が可能なグループ形成を検討してまいります。その結果、独立採算制を中心とした管理体制の強化を図り、M&A等により企業を付加することで、多岐に亘る経営形態を形成することも可能となりますが、現行では検討段階でありますので、将来的概要に関しては、決定次第随時開示してまいります。

今後は持株会社体制への移行を通じて、セグメント毎に迅速な意思決定と情報の提供を行い、株主・投資家・顧客・取引先等の皆様にとって、価値ある企業を目指してまいります。

(2) 株式移転の条件等

株式移転の日程（予定）

| | |
|------------------|-----------------|
| 平成16年4月19日（月） | 株式移転決議取締役会 |
| 平成16年5月12日（水） | 株式移転承認臨時株主総会開催日 |
| 平成16年12月9日（木）予定 | 株券提供公告 |
| 平成16年12月13日（月）予定 | 株券提出期間開始 |
| 平成17年1月31日（月）予定 | 株券提出期間終了 |
| 平成17年1月26日（水）予定 | 上場廃止日 |
| 平成17年2月1日（火）予定 | 株式移転期日・持株会社設立日 |
| 平成17年2月1日（火）予定 | 持株会社設立登記日 |
| 平成17年2月1日（火）予定 | 持株会社上場日 |

(注) 詳細な日程につきましては、現在申請会員である証券会社等と討議しておりますので、決定次第発表させていただきます。

株式移転比率（予定）

| | 株式会社イチャホールディングス | 株式会社イチャ |
|--------|-----------------|---------|
| 株式移転比率 | 1.0 | 1.0 |

（注）1．株式の割当比率

株式会社イチャの普通株式1株に対して株式会社イチャホールディングスの普通株式1株を割当て交付いたします。また、単元株制度を採用し、1単元の株式を1,000株といたします。

2．株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社構成と株式会社イチャホールディングスの株主構成に変化はないことから、株主の皆様には不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する普通株式1株に対して株式会社イチャホールディングスの普通株式1株を割当てることといたしました。

3．第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記2の理由により、第三者機関による算定は行いません。

4．今後、変更があった場合は、随時発表させていただきます。

株式移転交付金

当社は、株式移転に際して株式移転交付金の支払は行いません。

設立後における新会社の登録申請に関する事項

新たに設立する完全親会社の登録（売買開始）予定日は、日本証券業協会の規則に基づき決定されますが、株式移転をなすべき日は平成17年2月初旬を予定しております。なお、株式会社イチャホールディングスの新規登録に伴い、株式会社イチャは、平成17年1月下旬をもちまして登録取消となる予定であります。

株式移転による新株予約権の完全親会社への承継に関する事項

当社は、平成16年3月12日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しておりますが、上記新株予約権は完全親会社に承継されます。

承継される新株予約権の内容

（ア）目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

（イ）目的たる完全親会社の株式の数

新株予約権1個につき、完全親会社の株式1,000株を割当てます。

（ウ）権利行使に際して払込むべき金額

新株予約権1個につき25,000円、又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格（円未満切上げ）に（イ）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価格とする。

（エ）権利行使期間

平成16年6月3日から平成18年7月31日まで

（オ）その他の権利行使の条件

原則として、承継前における権利行使の条件と同じとする。

（カ）消却事由および消却条件

原則として、承継前における権利行使の条件と同じとする。

（キ）新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

株式会社イチャ第1回新株予約権の消却に関する事項

当社は平成14年10月29日開催の定時株主総会において、第1回新株予約権160,000個の発行を決議し、未行使の新株予約権は平成16年3月31日現在で119,590個あります（行使期間は平成14年11月18日から平成17年7月31日まで）。しかしながら、平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会において、株式移転による完全親会社設立が承認決議された場合には、平成14年10月29日株主総会で決議された新株予約権の消却事由（「株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合」）に該当することとなるため、総会決議の後に同日に取締役会を開催し、残存する第1回新株予約権の全部を消却することを決議いたします。

なお、消却条件については平成14年10月29日の総会決議に従い、本新株予約権者に対し、無償で消却することといたします。

株式移転の当事会社の概要（平成16年1月31日現在）

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 1) 商号 | 株式会社イチヤ |
| 2) 事業内容 | 紳士服小売業、飲食業 |
| 3) 設立年月日 | 昭和27年6月24日 |
| 4) 本店所在地 | 高知県高知市帯屋町一丁目10番18号 |
| 5) 代表者 | 代表取締役社長 吉岡公和（平成16年3月31日現在） |
| 6) 資本金 | 36億9,258万円（平成16年3月31日現在） |
| 7) 発行済株式総数 | 96,340,884株（平成16年3月31日現在） |
| 8) 株主資本 | 11億2,300万円 |
| 9) 総資産 | 29億5,388万円 |
| 10) 決算期 | 7月31日 |
| 11) 従業員数 | 22名 |
| 12) 主要取引先 | ワキタ株式会社・フレックスジャパン株式会社・美濃屋株式会社 |
| 13) 大株主及び持株比率 | 羅 民詔 5,141,000株（6.25%） |
| 14) 主要取引銀行 | 高知銀行、四国銀行、りそな銀行 |

最近3事業年度の業績

| 決算期 | 株式会社イチヤ | | |
|---------------|----------|----------|----------|
| | 平成13年7月期 | 平成14年7月期 | 平成15年7月期 |
| 売上高（百万円） | 2,684 | 3,052 | 784 |
| 営業利益（百万円） | 362 | 225 | 316 |
| 経常利益（百万円） | 596 | 681 | 374 |
| 当期純利益（百万円） | 1,855 | 2,128 | 545 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 111.11 | 41.69 | 8.67 |
| 1株当たり年間配当金（円） | - | - | - |
| 1株当たり株主資本（円） | 47.56 | 22.61 | 16.49 |

(3) 新会社（持株会社）の概要

| | |
|-----------------|---|
| 商号 | 株式会社イチヤホールディングス |
| 事業内容 | (ア) 他社の株式・有価証券等を取得所有することおよび当該会社の管理運営 (イ) グループ企業の管理業務運営を行うとともに、経営戦略の立案や検討、株主の皆様への対応等の業務 (ウ) 株式を保有する他の会社に対し、必要な助言・斡旋その他コンサルティング業務 |
| 本店所在地 | 高知県高知市帯屋町一丁目10番18号 |
| 取締役及び監査役 (案) | (代表取締役社長) 吉岡公和 (取締役) 曾我部達雄・山本誠三・竹崎隆一・増田聡 (監査役) 中越正人・清水正博・澤本正二郎・井上昌治 |
| 資本金 | 5億円 |
| 発行予定株式数 | 96,340,884株（平成16年3月31日現在） 但し、株式会社イチヤが発行した新株予約権が、株式移転期日の前日までに行使された場合は、発行された株式数に相当する株式数を限度として、株式数を増加させるものいたします。 |
| 決算月 | 7月31日 設立登記日（平成17年2月初旬予定）から平成17年7月31日までを第1期営業年度といたします。 |
| 会計監査人 | 国際第一監査法人 |

設立後の見通しと事業再編の効果

新会社は、専門性を持たせた子会社をグループとして捉え、管理・支援し互いにシナジー性を持たせてグループ全体の利益と価値を創造することを事業としていく所存であります。更にグループ内での資産・ノウハウの有効活用およびグループを構成する子会社の選定・管理などグループとしての経営を行ってまいります。このようにグループとして経営を考え各子会社を管理・支援することに特化できることから、様々な手法により柔軟かつ迅速にグループ運用および効率的な経営が可能となります。

今後の新会社の管理する会社等に関しましては、編成手法や候補を現在検討中であり、決定次第開示してまいります。

当中間会計期間（自平成16年8月1日 至平成17年1月31日）

1. 第三者割当による新株式発行について

当社は、平成17年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月16日付で第三者割当による新株式発行を行いました。

新株式発行要領

| | |
|----------------|--|
| (1) 発行株式数 | 普通株式30,000,000株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき12円 |
| (3) 発行価額の総額 | 360,000,000円 |
| (4) 資本組入額 | 1株につき6円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 180,000,000円 |
| (6) 申込期日 | 平成17年2月15日（火） |
| (7) 払込期日 | 平成17年2月16日（水） |
| (8) 新株券交付日 | 平成17年2月16日（水） |
| (9) 配当起算日 | 平成17年2月1日（火） |
| (10) 割当先及び割当株数 | Orient Trader International Limited（オリエントトレーダーインターナショナルリミテッド）30,000,000株 |

2. 新株予約権発行について

平成17年2月18日開催の取締役会において、第三者割当による株式会社イチヤ第3回新株予約権の発行について下記のとおり決議致しましたのでお知らせ致します。

(1) 新株予約権発行の条件

平成17年3月31日開催予定の臨時株主総会に付議する「定款一部変更の件」が決議されることを条件とする。

特定の第三者に対して、特に有利な条件で新株予約権を発行することから、商法第280条の20及び第280条の21に基づき同臨時株主総会において決議されることを発行条件とする。

(2) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、現在新規事業の開発と育成のために平成16年5月12日開催の臨時株主総会決議をもって、平成16年7月16日付で第2回新株予約権を発行し、発行した新株予約権150,000個のうち、平成17年1月6日現在までに個数で約43%の権利行使があり、順調に行使されておりましたが、当社の株主より臨時株主総会決議無効確認等の訴訟提起があり、平成16年12月24日付の第一審判決において、本判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けております。これに対して、当社は高松高等裁判所へ平成17年1月7日付で控訴し、引き続き係属中であり本判決はいまだ確定しておりません。

しかしながら、当社コンプライアンスの観点から、本訴訟の最終判決が確定するまでは、第2回新株予約権による資金調達を保留することが最善であると判断いたしました。しかし今後については、最終判決に至るまでの期間権利行使を保留すると、当初計画しておりました事業資金及び運転資金に影響が生じてくることから、平成17年2月16日に第三者割当増資を行い、一部は補填したものの、当初計画には満たないため、新たに新株予約権を発行することで、当初予定していた事業資金及び運転資金を機動的に調達することが可能となり、当社の財務体質の大幅な改善も図れることから、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行しようとするものであります。

(3) 新株予約権発行の要領

- 1) 新株予約権の名称 株式会社イチヤ第3回新株予約権
- 2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
株式の種類および数 当社普通株式 250,000,000株
(新株予約権1個につき 1,000株)

株式の数の調整

下記 8) に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式 1 株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div \text{調整後行使価額}$$

3) 発行する新株予約権の総数 250,000個

4) 新株予約権の発行価額 無償

5) 新株予約権の割当先および割当数

名称 RICH PENINSULA TRADING LIMITED (リッチ ペニンシュラ トレーディング リミテッド)

住所 P.O.BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands

割当個数 125,000個

名称 TOWER SKY PROFITS LIMITED (タワー スカイ プロフィッツ リミテッド)

住所 P.O.BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands

割当個数 125,000個

6) 新株予約権の申込期日 平成17年 4月19日

7) 新株予約権の発行日 平成17年 4月20日

8) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 (以下、「行使価額」という。)

行使価額は、1 個につき10,000円 (1 株につき10円)

行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合 (自己株式を処分する場合を含む。) は次の算式により調整される。

(なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。) 但し、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

2,500,000,000円

10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1 個につき 10,000円 (1 株につき 10円)

11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

2,500,000,000円

12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

13) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金 (商法293条ノ 5 による金銭の分配) は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間 (現在 7 月31日及び 1 月31日に終了する各 6 ヶ月の期間) の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

14) 新株予約権の行使期間

平成17年 4月21日から平成19年 7月31日まで

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

15) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

16) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

承継される新株予約権の内容の決定の方針

(ア) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(イ) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。

(ウ) 権利行使に際して払込むべき金額

承継前における価額と同額とする。

(エ) 権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じとする。

(オ) その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(カ) 消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(キ) 新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

17) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。

18) 新株予約権証券の発行

当社に当該新株予約権の所有権が移転した場合には、これを当社取締役会の承認を得た後、無償にて消却することができる。

19) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

20) 新株予約権の発行価額及び行使価額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態にある。）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通しを踏まえて、新株予約権の発行価額は無償といたしました。

また、行使価額は当社の株価の推移状況から最近の取引値の最低価格といたしました。

21) 募集の方法

第三者割当の方法による。

22) 新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理部

23) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

前事業年度（自平成15年 8 月 1 日 至平成16年 7 月31日）

1. 関連会社の設立について

平成16年8月2日開催の取締役会決議により、当社の主体事業である紳士服及び衣料品小売業の強化と新規展開を図る目的で、中華人民共和国において衣料等繊維製品取扱企業である「上海華源股份有限公司」との間で、日本国内における合併会社の設立を含めた業務提携契約を平成16年8月10日に締結いたしました。

(1) 関連会社の概要

| | |
|-------|------------------------|
| 商号 | 上海華源股份有限公司 |
| 事業内容 | 繊維製品の総合メーカー |
| 設立年月日 | 1996年 7 月 2 日 |
| 本店所在地 | 上海市浦東陸家嘴東路161号少商局大厦31楼 |
| 代表者名 | 呉云生 |
| 資本金 | 49,175.4万元 |

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 従業員数 | 7,952名 |
| 株主構成及び持株比率 | 中国上海華源集团有限公司 31.51% |
| (2) 関連会社の概要 | |
| 商号 | 華源 J A P A N 株式会社 |
| 会社の目的、事業内容 | 衣料品繊維製品及び日用品雑貨等の輸出入代理業 |
| 設立予定日 | 平成16年10月(予定) |
| 本店所在地 | 東京都港区内とする。 |
| 代表者名 | 孫 瑩(上海華源股份有限公司 総経理) |
| 資本金 | 40,000千円 |
| 株主構成及び持株比率 | 上海華源股份有限公司 70% 株式会社イチヤ 30% |
| 発行済株式数 | 800株 |

(注) 当社代表取締役社長吉岡公和及び顧問山本誠三の2名が取締役として就任予定。

2. 株式会社アド研との業務提携について

平成16年8月2日開催の取締役会決議により、新規事業として、株式会社アド研の保有するポイント交換サービスに関する知的財産権を共有することにより、本特許を軸とした事業展開を目的として、同社と平成16年8月業務提携ならびに特許権持分譲渡等契約を締結するとともに同社株式の5%を取得しております。

業務提携先の概要

| | |
|------------|---------------------|
| 商号 | 株式会社アド研 |
| 会社の目的、事業内容 | 広告の企画・製作・印刷・WEB制作企画 |
| 設立年月日 | 1978年10月13日 |
| 本店所在地 | 大阪市浪速区幸町3丁目1番3号 |
| 代表者名 | 榊原 悠 |
| 資本金 | 10,000千円 |
| 従業員数 | 40名 |
| 株主構成及び持株比率 | 榊原 悠 75% |